

児童福祉法施行規則及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域
法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

こども家庭庁成育局
成育基盤企画課

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案について、パブリックコメントを実施し、令和6年10月3日（木）から11月1日（金）までご意見を募集したところ、1件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する回答は、別紙のとおりです。

今回、ご意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する回答
1	1.区市長村による指導検査への影響について、想定される影響がある場合は、通知で示されたい。 2.一部の地域において実施されている、いわゆる地域限定保育士について、今後全国展開された場合はあらためて、同施行規則等が改正されるのか示されたい。 3. 保育所で勤務する保育士以外の職種（栄養士、看護師、調理員等）について、その根拠となる法令が異なるものと承知しているが、保育士以外の職種の対応方針を示されたい。 4. 本改正が行われた場合、特に開始直後においては、現場で働く職員と、申請を受理する地方公共団体の中で、一定程度の混乱が生じることも考えられる。本件事務は個人情報を取り扱うものであるため、国が通知を発出するとともに、国のホームページで案内するなど、多様な手段を用いて情報提供されたい。	御意見ありがとうございます。以下のとおり回答いたします。 1.本改正は都道府県が担う保育士の登録事務に関するものであり、区市町村による特定教育・保育施設等への指導監査に対する直接的な影響は無いと考えていますので、関連する通知は特に予定しておりません。 2.地域限定保育士の全国展開に向けてどういった改正が必要かは現在検討中ですが、児童福祉法施行規則等について所要の改正を行うことは考えられません。 3.本改正は、勤務場所にかかわらず、保育士の資格について行うものです。栄養士や看護師等、保育士以外の資格については、それぞれの資格の所管省庁にお尋ねください。 4.本改正の内容については、公布後に各都道府県等に向けた通知の発出を行うほか、必要に応じて情報提供を行う予定です。